インドネシア知的財産制度の整備状況について

２０１４年7月２３日

インドネシア知的財産権強化プロジェクト
長 橋 良 浩

概 要

- 1. DGIPRの組織
- 2. 知的財産に係る法体系
- 3. 現行法の概略、今後の法改正の概要等
- 4. 課題等

1. DGIPRの組織

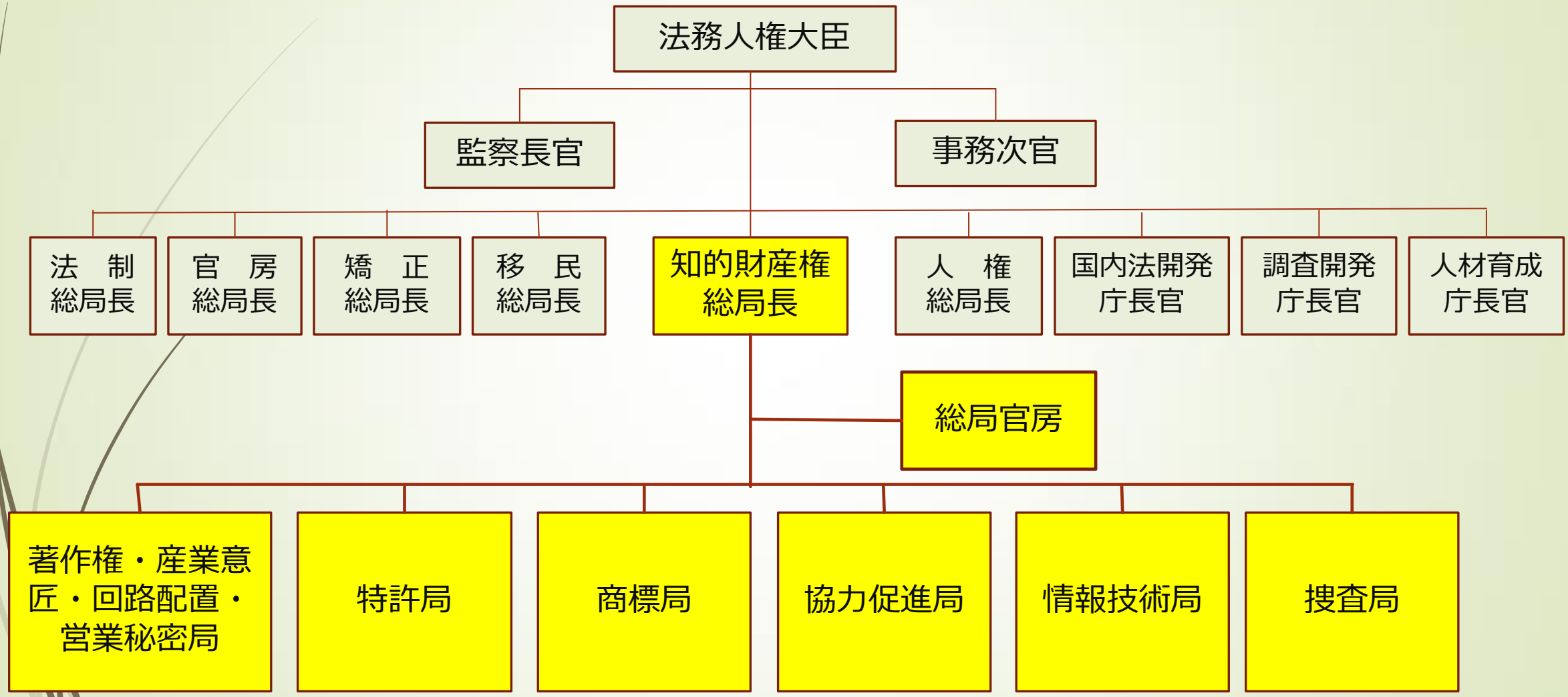
法務人権大臣
監察長官
事務次官
法　制
総局長
官　房
総局長
矯　正
総局長
移　民
総局長
知的財産権
総局長
人　権
総局長
国内法開発
庁長官
調査開発
庁長官
人材育成
庁長官
総局官房
著作権・産業意匠・回路配置・営業秘密局
特許局
商標局
協力促進局
情報技術局
捜査局

2. 知的財産に係る法体系

- 産業財産権
  - 特許法：特許・簡易特許（実用新案）
  - 産業意匠法：工業製品等のデザイン
  - 商標法：商品・サービスに使用する標章
- 著作権
  - 著作権法：文学、学術、美術又は音楽における思想的、感情的創作及びコンピュータ・プログラム、データベース
- トレードシークレット（営業秘密）
  - 営業秘密法：営業活動に有利な秘密の情報（ノウハウ、顧客名簿等）
- 半導体集積回路
  - 集積回路配置設計法：半導体集積回路の配置
- その他
  - 関税法、種苗法、独占と不正競争の防止に係る法律

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(1) 特許法　①現行法の概要

現行法の概要

- 2001年特許に関する法律第14号（2001年8月制定）
- 特許存続期間：出願から20年（簡易特許は10年）
- 先使用権：あり
- 英文明細書により出願日の確保が可能
- 出願公開（出願日又は優先日から18月後、6月間）により、第三者に異議申し立てを認めている。（簡易特許は出願日から3月後、3月間）
- 出願公開後、すべての出願に対し実体審査が行われる。
- 侵害は親告罪

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(1) 特許法　②今後の法改正の概要、トピック

今後の法改正の概要

- 強制実施権の手続規定の明確化
- 特許取消訴訟の手続の明確化

トピック

- 強制実施権の発動（2004年、2012年）
  - 2012年の指定替え（大統領規則）により、7つの治療薬（エイズ及びB型肝炎）が適用
- 料金改定
  - 2014年7月から特許料改訂、中小企業向け減免措置を導入

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(2) 意匠法　①現行法の概要

現行法の概要

- 2000年産業意匠に関する法律第31号（2000年12月制定）
- 登録要件：新規性のみ
- 保護期間：出願から10年
- 異議申立てがあった場合、実体審査が行われる。

  ※ 実態としては、現在全件実体審査を実施。
- 秘密意匠、関連意匠、部分意匠出願に相当する規定はない。

  ※ 政令では、「実線で描かれた部分について」保護する旨の規定はある。
- 審判制度がなく、審査結果に不服のある場合は、商事裁判所に提訴する。
- 侵害は親告罪

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(2) 意匠法　②今後の法改正の概要

今後の法改正の概要（案）

- 審判制度の導入
- 部分意匠制度の明文化
- 類似意匠出願の受付
- 審査・無審査のダブルトラック制の導入
- 保護期間の再延長

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(3) 商標法　①現行法の概要

現行法の概要

- 2001年商標に関する法律第15号（2001年8月制定）
- 登録の対象は、商品又はサービスに使用する標章及び地理的・原産地表示
- 同一類で登録済又は著名な商標と同一又は類似する標章は登録を拒絶される。
- 善意のない出願人によってなされた出願に基づく標章は拒絶される。
- １出願で3区分まで出願可。
- 保護期間は出願から10年。更新可。
- 侵害は親告罪。

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(3) 商標法　②今後の法改正の概要等

今後の法改正の概要（案）

- 新商標（立体、匂い、音響）の導入
- 1出願当たり最大10区分まで出願可
- マドリッド・プロトコール出願の受付

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(4) 著作権法　①現行法の概要

●保護対象

- ①書籍、コンピュータプログラム、パンフレットその他すべての書物
- ②講演、講義、演説その他の著作物で、口頭で表現されたもの
- ③演劇、ミュージカル、舞踊、舞踏
- ④絵画、彫刻、像等の形態のすべての芸術
- ⑤歌曲、地図、翻訳、開設、脚色、建築物、バティック等

●最初の公表から50年間有効な著作物の対象

- コンピュータプログラム、映画、写真、データベース、形態の変化した作品

●特徴：非親告罪

3. 現行法の概要、今後の法改正の概要等
(4) 著作権法　②今後の法改正の概要等

今後の法改正の概要（案）

- 集中管理団体（指定機関）制度の導入
- 刑事罰の強化
- 保護期間の延長 50年→70年

参考

- 本年６月に議員団の訪日

４． 課題等

課 題

- 法改正のプロセス
- 議会での法案成立率
- 大統領選の影響

・・・・・

その他トピック

- 商標審査基準
- 他のドナーの動き
- ・・・・・

ご清聴ありがとうございました。